

市有地売却に係る一般競争入札参加者募集要項

市有地売却の一般競争入札への参加申し込みにあたっては、この募集要項及び別添契約書（案）の記載事項を承知するとともに、物件説明書等を参考に必ず現地を確認した上でお申込みください。

1 売却物件

物 件 名	角木新町市有地 1
所在地（地番）	中津市字角木新町 2 1 9 番 1
地 目	宅地
面 積	（公簿）317.29 m ² （実測）317.29 m ²
最低売却価格	4,664,163 円

物 件 名	角木新町市有地 2
所在地（地番）	中津市字角木新町 2 1 9 番 3
地 目	宅地
面 積	（公簿）317.29 m ² （実測）317.29 m ²
最低売却価格	4,473,789 円

物 件 名	浦町市有地
所在地（地番）	中津市字浦町 1 7 4 番
地 目	宅地
面 積	（公簿）169.76 m ² （実測）169.76 m ²
最低売却価格	1,799,456 円

【物件の事前確認について】

（１）現地説明会について

現地説明等はい行いませんので、入札参加希望者は事前に売却物件の位置図等（物件説明書）により、現地を必ず確認してください。

【連絡先】中津市役所財政課行政経営改革係

電話 0979-62-9873（直通）

（２）物件の引渡し

- ・物件は現況のままで引き渡します。
- ・図面と現況が相違している場合、現況を優先します。
- ・電柱等の移転・撤去、立木の伐採、雑草の草刈、切株の除去、フェンス・擁

壁・井戸など地上・地下・空中工作物の補修・撤去などの負担及び調整は、物件敷地の内外及び所有権等権利の帰属主体のいかんを問わず、一切中津市では行いません。

- ・上下水道、電気及び都市ガスなど供給処理施設の引込みが可能である場合、既存の埋設管等の補修や新たに敷地内への引込みを要することがありますが、中津市では補修や引込工事等の実施、これらに必要な費用の負担、供給施設への負担金の支出等は一切行いませんので、建築関係機関及び供給処理施設にお問合せのうえ、各自で対応してください。
- ・地下埋設物及び地盤に関する調査、電波障害の調査は原則として行っておりません。

2 入札参加の申込方法

(1) 提出書類

申込書等：一般競争入札参加申込書・・・(第1号様式)

誓約書・・・(第2号様式)

住民票（個人のみ）

代表者選任届（共同購入の場合）・・・(第3号様式)

身分証明書（個人は本籍地で取得できます）

（法人は履歴事項全部証明書）

印鑑登録証明書（法人の場合は、印鑑証明書）

滞納のない証明書（市税）

入札保証金納入通知書発行依頼書・・・(第6－1号様式)

注1) 申込者の住所、氏名について、個人の場合は住民票記載のものを、法人の場合は、法人登記簿謄本（現在事項全部証明書）記載のものを、正確に記入してください。

注2) 一般競争入札参加申込書、誓約書等の入札参加申込に必要な書類については、すべて同じ印をご使用ください。

注3) 共同購入を希望する場合は、代表者が作成した一般競争入札参加申込書（第1号様式）に共同購入者全員の誓約書（第2号様式）及び代表者選任届（第3号様式）を添付してお申込みください。

申込者以外の方への所有権移転は行いませんので、所有権の移転登記の際に共有の希望がある場合は、共有予定者全員が連名で申し込み下さい。

注4) 各種証明書は、受付時において発行後3ヶ月以内のものに限ります。

注5) 身分証明書は、本籍地の市町村で交付することとなっています。

注6) 受付期間内に一般競争入札参加申し込みの手続きを済ませた方以外は、入札に参加できません。

注7) 入札保証金納入通知書発行依頼書に記載する入札保証金の額は、各自が見積もる入札金額の100分の5以上の額（円未満切上げ）です。右詰めで物

件の価格を算用数字で表示し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。
なお、納付された入札保証金の額が、実際の入札金額に対して100分の5未満となった場合には、当該入札は無効となります。

提出された入札保証金納入通知書発行依頼書により、納入通知書を郵送します。指定された期日までに納入してください。

注8）添付書類は、返却いたしません。

（２）申込先及び申込方法

①申込先

所 属 : 中津市役所 財政課行政経営改革係
住 所 : 〒871-8501 中津市豊田町 14 番地 3
電話番号 : 0979-62-9873（直通）

②申込方法

上記申込先に持参し、申し込んでください。

提出書類に不備等がある場合は期限内に修正すること。

（３）受付期間（申込期限）

令和8年11月2日（月）から令和8年11月30日（月）まで

<受付時間>：午前9時から午後5時まで

ただし、土曜・日曜及び祝日の閉庁日を除きます。

注）申込期限までに一般競争入札参加申込がない場合は、入札を中止します。

（４）契約条項を示す場所及び日時

契約書（案）・土地登記簿・字図等は、前記（２）の申込先に前記（３）の受付期間まで備えております。

（５）提出書類等の指定

入札参加申込及び入札に必要な書類については中津市ホームページ及び前記（２）と（３）の同じ場所と期間で配布しておりますので、市が指定するものを使用してください。

３ 入札参加者の資格

次の各項目のいずれかに該当する場合は入札に参加できません。

また、市有地を売却する際の入札参加にあたり、中津市暴力団排除条例（平成23年中津市条例第3号）に伴い、申込者（法人の場合は役員等を含む）が暴力団関係者でないことを大分県警察本部に照会することがありますのでご了承ください。

（１）一般競争入札参加申込書を期限までに提出していない者

（２）当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

（３）破産者で復権を得ない者

（４）次のいずれかに該当する事実があった後、2年を経過しない者

①契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

②競争入札又はせり売りにおいて、その構成な執行を妨げた者又は公正な価

- 格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ③落札者が契約を締結すること、又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ④地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の執務の執行を妨げた者
 - ⑤正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - ⑥契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - ⑦①から⑥までのいずれかに該当する事実があった後、2 年を経過しない者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者

**(5) 自己又は自己の役員等（注）が、次のいずれかに該当する者である場合
又は次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している場合**

（注）役員等とは、法人の役員及び役員以外の者で支店又は営業所を代表する者をいう。

- ①暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- ②暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ③暴力団員が役員となっている事業者
- ④暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
- ⑤暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料等購入契約等を締結している者
- ⑥暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
- ⑦暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- ⑧暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

4 無効申込み

次のいずれかに該当する申込みは、無効となります。

- ①入札参加者として資格がない者による申込み
- ②所定の申込書によらない申込み
- ③住所・氏名の記入漏れ、押印漏れ、その他申込要件を認定しがたい申込み
- ④前各号に定めるものを除くほか、特に指定した事項に違反した申込み

5 入札及び開札日時及び場所

(1) 日 時 令和 8 年 1 2 月 8 日（火）

・ 1 0 時～

※受付は、入札開始 1 0 分前から入札開始まで

(2) 場 所 中津市豊田町 14 番地 3

中津市役所 4 階 研修室

※受付は同会議室

- (3) その他 ①郵便による入札は認めません。
②入札、開札は、引き続いて行います。
③受付時間は厳守です。遅れた方の入札参加は認められません。
④3件を順に入札しますが、入札開始までに受付をしてください。

6 入札当日に必要なもの

(1) 入札書・・・(第4号様式)

(2) 入札参加証

申し込み受付後に、入札参加証を交付しますので、入札当日に必ず持参してください。

(3) 入札保証金納入確認書類提出書・・・(第6-2号様式)

入札保証金の納付を確認するため、納入通知書兼領収書（金融機関の領収印が押印されたもの）の写しを、入札保証金納入確認書類提出書（様式6-2）の所定の欄に貼付し、原本と共に入札書提出日にお持ちください。原本は確認後、返却します。

(4) 入札保証金還付請求書兼契約保証金充当依頼書・・・(第6-3号様式)

落札者は、契約保証金充当に充当します。

落札者以外の方が納付した入札保証金は、記載された金融機関の預金口座に振り込む方法により還付します。

なお、金融機関への振込手続には約2週間程度を要しますので、御了承ください。

(5) その他入札に必要なもの

- ①代理人が入札に参加する場合は、委任状（第5号様式）を提出してください。
- ②入札に参加される方は、必ず印鑑を持参してください。
- ③共同購入の場合は、代表者のみが入札を行ってください。
- ④入札書（代理人が入札に参加する場合は委任状）には申込み時に提出した印鑑登録証明書（法人の場合は、印鑑証明書）の印鑑を押印して下さい。

7 契約の締結

契約書は、市が定めた市有財産売買契約書により、落札決定通知を受けた日から7日以内に提出してください。契約に要する費用は落札者の負担となります。

なお、7日以内に契約の締結に必要な書類が提出されない場合は、契約予定者としての権利を失うものとします。

落札金額によっては、中津市議会の議決が条件となる場合があります。その場合、契約は仮契約となり、議会の議決をもって本契約となります。

8 契約保証金

契約書類の提出と同時に契約金額の100分の10以上の契約保証金を市に納付していただく必要がありますが、入札保証金を契約保証金の一部に充当しますので、契約保証金と入札保証金の差額を市が発行する納入通知書により契約締

結時までに納入してください。契約保証金は、その受入れ期間に係る利息は付きません。また、契約保証金は第9項の売買代金の一部に充当することができます。

9 売買代金の納入

売買代金は、契約締結後、市が発行する納入通知書により、納入通知書に記載された期限までに納入しなければなりません。また、契約保証金を売買代金に充当する場合は、別途「契約保証金還付請求書兼売買代金充当依頼書」の提出が必要となります。

議会の議決が条件となる場合は、議会の議決により本契約とみなされた日から市が通知する納入通知書に記載された期限までに納入しなければなりません。

10 所有権の移転等

売却物件の所有権は、売買代金が全て納入されたときに移転し、物件は原状有姿のまま引き渡します。

所有権移転登記は、売買代金の納入を確認した後に、購入者の費用負担（登録免許税等）により市が契約者名義に嘱託登記します。

なお、所有権移転前に、物件に係る権利義務を第三者に譲渡することはできません。

11 公序良俗に反する使用等の禁止

次の各号に掲げる事項を禁止します。

- ① 暴力団員への所有権移転・貸付け、又は暴力団員に転売・貸付けされることを知りながら第三者への所有権移転・貸付すること。
- ② 暴力団の事務所その他これに類するものの用に供すること、又はこれらの用に供されることを知りながら第三者へ所有権移転・貸付けすること。
- ③ 契約締結の日から10年間、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供すること、又はこれらの用に供されることを知りながら第三者へ所有権移転・貸付すること。
- ④ 騒音、振動、臭気その他周辺環境に支障を及ぼす用に供すること、又はこれらの用に供されることを知りながら第三者へ所有権移転・貸付すること。

12 義務の継承

買受人は、この要項に基づく土地売買契約の締結の日から10年間に、所有権移転若しくは、地上権、質権、賃借権、その他の使用収益を目的とする権利の設定を行う場合は、その後の譲渡人に同要項第11条の義務を継承させなければなりません。

13 土地の有効活用と地域住民等との良好な関係の構築

買受人は、事業を行うときは、売買物件周辺の地域の住民等の住環境に悪影

響を及ぼす事業の防止、地域住民等との交流等に最善を尽くし、地域住民等との良好な関係を築かなければなりません。

1 4 法令等の規制の順守

買受人は、売却物件に係る法令等の規制を熟知のうえ、契約を締結したものであることを確認し、売却物件を利用するに当たっては、当該法令等を遵守しなければなりません。

1 5 その他

この要綱に定めのない事項は、地方自治法、地方自治法施行令、中津市会計事務規則、中津市契約規則その他の法令等に従って市が決定するものとします。